

ソーシャルボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd.

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりソーシャルボンド評価の結果を公表します。

株式会社ブリッジ・シー・キャピタルによる不動産ファンド （Straits Himawari TMK One 特定目的会社） 第1回一般担保付特定社債に Social 1 を付与

評価対象	:	第1回一般担保付特定社債（株式会社三井住友銀行保証付・適格機関投資家限定）（ソーシャルボンド）
分類	:	特定社債
発行額	:	21.3億円
利率	:	3ヶ月円 TIBOR + 0.95%（～2025年3月23日） 3ヶ月円 TIBOR + 1.95%（2025年3月24日～）
発行日	:	2020年3月23日
最終償還日	:	2026年3月23日
償還方法	:	スケジュール償還
資金使途	:	介護付有料老人ホームおよびサービス付高齢者向け住宅の取得費用

<ソーシャルボンド評価結果>

総合評価	Social 1
ソーシャル性評価（資金使途）	s1
管理・運営・透明性評価	m1

第1章: 評価の概要

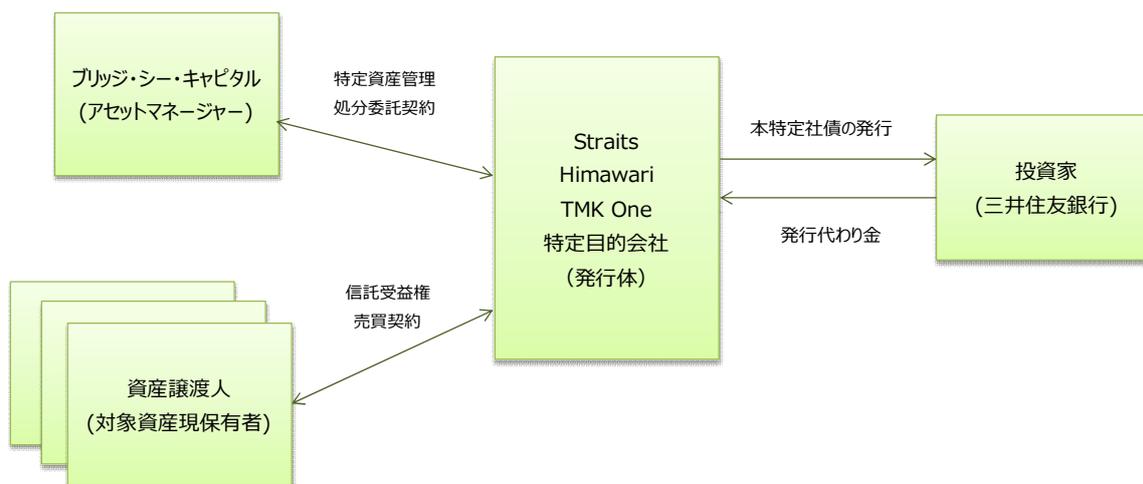
今般の評価対象は、株式会社ブリッジ・シー・キャピタルが組成した不動産ファンドとしての Straits Himawari TMK One 特定目的会社（本 TMK）が発行する第1回一般担保付特定社債（本特定社債）である。株式会社ブリッジ・シー・キャピタルは本 TMK から不動産の取得に関するすべての業務を委託されている。

ブリッジ・シー・キャピタルは、2011年5月に設立された総合資産運用会社であり、アセットマネジメント業務、クラウドファンディング業務およびファンド業務を主な業務としている。クラウドファンディング業務では、不動産投資クラウドファンディングのプラットフォームである「CREAL（クリアル）」を運営し、伝統的な不動産であるレジデンスに加え、地方創生型ホテルや保育園、学校など日本の社会的課題の解決に貢献しうる不動産を小口資金で調達する新しい不動産投資のサービスを提供している。

ブリッジ・シー・キャピタルは、「不動産投資を変え、社会を変える」をミッションとして、不動産投資の投資家層の拡大および投資対象資産の拡大に努めている。当社は、今後 ESG の観点における投資が重要になるとの考えに基づき、介護施設や医療施設などの投資に注力するとしている。

本特定社債のスキームの概要は以下のとおりである。

<スキーム図>



JCR は、本特定社債がソーシャルボンド原則（2018年版）¹および SDGs に適合しているか否かの評価を行う。ソーシャルボンド原則については、国際資本市場協会（International Capital Market Association 以下、ICMA）が自主的に公表している「原則」であって規制ではないことから、如何なる拘束力を持つものでもないが、現時点においてグローバルに広く参照されている原則であることから、同原則への適合性を確認する。また、ソーシャルボンド原則においては、ソーシャルボンドの資金用途およびその社会改善効果（インパクト）と、国際的な持続可能性に係る目標や各国の政策との整合性を重視していることから、同協会が策定した SDGs とソーシャルプロジェクト分類のマッピングを評価における参照指標とする。

本特定社債の資金用途は、介護付有料老人ホームおよびサービス付高齢者向け住宅 3 件である。資金用途の対象となる物件は、本件でアセットマネージャーであるブリッジ・シー・キャピタルが自社の基準に基づき選定し、取得に関するすべての業務を受託している。資金用途の対象である高齢者向けヘルスケア施設は、我が国が直面する急速な超高齢社会において社会的課題となっている（1）単身高齢世帯の増加等に伴う医療・介護施設の不足、（2）介護のための離職者の増加による労働者不足や女性の社会進出の遅れ、（3）単身高齢者の増加によるサービスが付帯された居住施設の不足等に対して、有用な解決策を提供する社会インフラとしての重要性が高い。以上から、本特定社債の資金用途の対象がソーシャルボンド原則の分類のうち、「高齢者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（ヘルスケア）」の提供および「女性」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献すると評価している。また、SDGs 目標のうち、目標 3「すべての人に健康と福祉を」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標 8「働きがいも経済成長も」に貢献すると JCR は評価している。日本政府が策定した「SDGs を達成するた

¹ ICMA(International Capital Market Association) ソーシャルボンド原則 2018 年版。

めの具体的施策」においては、SDGs 目標 3 等に関連が深い施策として掲げられている「一億総活躍社会の実現：安心につながる社会保障」と整合的であるほか、厚生労働省が制定した「認知症施策推進大綱（2019年6月18日）」にも資すると評価している。

資金使途の対象の選定に際しては、ブリッジ・シー・キャピタルの専門部署が関与した上で、経営陣を含めた適切なプロセスが制定されている。資金管理は、本 TMK および本特定社債に係る諸契約書により、体制が明確に定められているため、透明性が高い。レポーティングの体制および開示内容も妥当であることを確認している。以上から、本特定社債で調達した資金の管理体制が適切であり、投資家（三井住友銀行）へのレポーティング予定項目や開示事項について透明性が確保されていると評価している。

この結果、本特定社債について JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”としたため、「JCR ソーシャルボンド評価」を“Social 1”とした。評価結果については次章で詳述する。また、本特定社債は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を十分に満たしているほか、SDGs 目標および政府の SDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:ソーシャル性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、本特定社債の資金使途の100%がソーシャルプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:ソーシャル性評価は、最上位である『s1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な社会改善効果をもたらすソーシャルプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな社会・環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

ブリッジ・シー・キャピタルは、本スキームを通じて以下のサービス付き高齢者向け住宅および介護付き有料老人ホームの取得を予定している。

〈資金使途の対象となる施設〉

物件名	用途	居室数	稼働率*
アルファ・レジデンス学園前	サービス付高齢者向け住宅	45戸	97.8%
イリーゼ小平	介護付有料老人ホーム	87戸	96.6%
チャーム奈良三郷	介護付有料老人ホーム	72戸	95.8%

*:チャーム奈良三郷以外は2019年11月現在、チャーム奈良三郷は2019年12月末現在のもの。

ブリッジ・シー・キャピタルは、ソーシャルファイナンス・フレームワークにおいて、投資対象の資産にかかる適格クライテリアを下記のとおり定めている。

1. 「高齢者向け施設・住宅」
 - ① 有料老人ホーム
 - ② サービス付高齢者向け住宅
 - ③ 認知症高齢者グループホーム
 - ④ その他高齢者向け施設・住宅
 - ⑤ その他通所介護サービスを提供する事業所等
2. 「医療関連施設等」
 - ① 病院・診療所
 - ② 複数の診療所や薬局などの施設が集積している医療モール
 - ③ PETセンター・健診センター
 - ④ その他各種先進医療を行っている施設

ブリッジ・シー・キャピタルは、少子高齢化問題等日本の社会的課題の解決に資する不動産を対象として開発・投資を行う資産運用会社である。多様な投資家から多くの資金を集めるため、ファンド形式、ローンの借入、またはクラウドファンディングなどを用いて、ブリッジ・シー・キャピタルが社会問題の解決に貢献しうると考える物件の開発・取得を推進している。今般制定したソーシャルファイナンス・フレームワークでは、ブリッジ・シー・キャピタルが社会問題の解決に資すると考える物件・施設等を適格クライテリアとしてまとめている。ブリッジ・シー・キャピタルによるヘルスケア施設への投資と長期保有は、当該施設の安定的な経営を支援し、新規投資の促進に寄与するものと評価している。

今般資金使途の対象となる物件は、適格クライテリアに定める施設のうち 1. ①および②に該当するヘルスケア施設である。

a. プロジェクトの社会的便益について

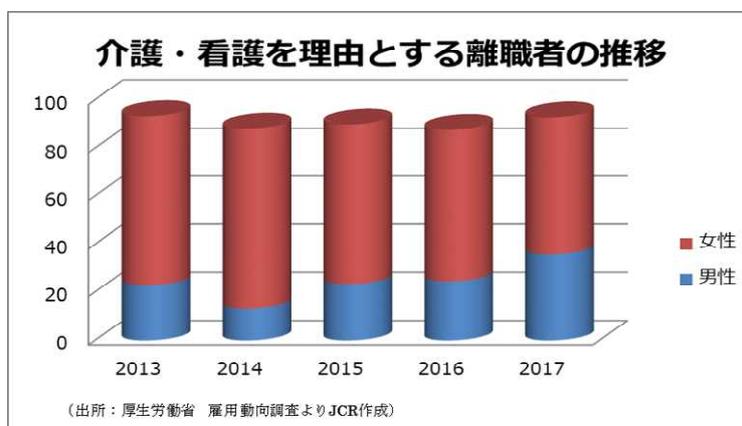
- i. 本特定社債の資金使途は「サービス付高齢者向け住宅」および「介護付有料老人ホーム」の取得である。対象となる施設は、急速な高齢化に起因する問題点の改善に寄与する高齢者向けの住居またはヘルスケア施設であり、我が国独自の SDGs 目標に係る具体的施策やニッポン一億総活躍プランに資するものであり、社会貢献効果が高い。

社会的課題 1：特別養護施設自宅待機者の増加

我が国は、現在急速に進展する少子高齢化の問題に直面している。また、我が国特有の問題として、単身高齢者も増加しており、介護施設に対する需要は増加の一途をたどっている一方で、供給が追いついておらず、要介護 3 以上の特養自宅待機者は、2019 年 12 月厚生労働省報道資料によれば、11.6 万人と、入所申込者総数の約 39.7%に上っている。

社会的課題 2：介護離職者数の増加と高い女性比率

日本では、高齢者の家族が高齢者の介護・看護のため離職する人数は、約 9 万人前後で推移してきている。下図は、厚生労働省の雇用動向調査の中で公表されている介護離職者数の推移である。離職者を性別で見た場合、毎年 7 割から 8 割（2017 年には 6 割に減少）が女性であり、女性の社会進出を促進するうえでの障害の一因が介護負担にあることがわかる。



社会的課題 3：単身高齢者の増加

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口（2017年4月推計）をみると、2025年における75歳以上人口は約2,180万人で、全国のおよそ5人に1人が75歳以上の高齢者となる。2015年時点では総人口の26%だった65歳以上人口は、2025年時点推計では、総人口の約30%、全国で約3,677万人、東京都では約332万人に達すると予測されている。国立社会保障・人口問題研究所による世帯数の将来推計（2017年4月推計）では、世帯主年齢が65歳以上の一般世帯の総数は、2015年の1,918万世帯から2040年の2,242万世帯へと324万世帯増加することになる。世帯主年齢が75歳以上の世帯は、2015年の888万世帯から2040年の1,217万世帯へ、329万世帯増加する。2015年時点では75歳以上の世帯のうち、37.9%の世帯は未婚、離婚、別居、死別などによる「単独世帯」だったが、2040年には42.1%とほぼ半数が単独世帯となる見込みである。高齢者の単独世帯については、介護を要しない自立して生活できる高齢者であっても、有事の際の支援体制や孤独死防止の観点から、24時間管理体制や必要に応じて外部の介護・医療施設と連携している等のサービスが付帯された居住施設の整備が、今後の超高齢社会に向けて重要である。

- ii. 資金使途は、ソーシャルボンド原則の適格ソーシャルプロジェクト事業区分のうち、「高齢者」を対象とした「必要不可欠なサービスへのアクセス（ヘルスケア）」の提供および「女性」を対象とした「社会経済的向上とエンパワーメント」に貢献する事業に該当する。

b. SDGs との整合性について

ICMAのSDGsマッピングを参考にしつつ、JCRでは、以下のSDGsの目標およびターゲットに貢献すると評価した。



目標 3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.8. 全ての人々に対する財政リスクからの保護、質の高い基礎的な保健サービスへのアクセスおよび安全で効果的かつ質が高く安価な必須医薬品とワクチンへのアクセスを含む、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成する。

具体的内容：

認知症介護に対応したグループホーム、介護有料老人ホーム、都市型軽費老人ホームを保有し、居宅介護、居宅介護支援サービスを提供



目標 5：ジェンダー平等を実現しよう

ターゲット 5.4. 公共のサービス、インフラ、および社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。

ターゲット 5.5. 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参加および平等なリーダーシップの機会を確保する。



目標 8：働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上およびイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。

ターゲット 8.3. 生産活動や適切な雇用創出、起業、創造性、およびイノベーションを支援する開発重視型の政策を促進するとともに、金融サービスへのアクセス改善などを通じて中小零細企業の設立や成長を奨励する。

また、本ソーシャルプロジェクトは、日本政府が SDGs 達成目標として掲げる「SDGs を達成するための具体的施策²」のうち以下の項目に整合していることを確認した。

実施指針 2. 健康・長寿の推進

特に関連が深いと思われる SDGs: 3(保健)等			
国内の施策			
	施策概要	ターゲット	指標
一億総活躍社会の実現: 安心につながる社会保障	介護をしながら仕事を続けることが出来る「介護離職ゼロ」という明確な目標を掲げ、現役世代の「安心」を確保する社会保障制度へと改革を進めることにより、希望する介護サービスを利用でき、介護に不安なく取り組み、介護と仕事を両立でき、健康を長い間維持するなど安心して生活できる社会を創り上げる。	  	「ニッポン一億総活躍プラン」の指標 ①2020 年代初頭まで 介護基盤の整備 拡大量: 50 万人分以上(サービス付き高齢者向け住宅約 2 万人分を含む) ②2020 年代初頭まで 介護施設・サービスを利用できないことを理由とする介護離職をなくす。 要介護 3 以上の特養自宅待機者を解消する

c. 環境社会的リスクへの対応について

ブリッジ・シー・キャピタルは物件の取得に際して、ヘルスケア施設に関連する介護保険法および老人福祉法の法令・ガイドライン等の制度改正を確認し、投資対象の物件の所在地における将来的な人口動態、ヘルスケア施設の需要動向などにかかるマーケット調査を行う。

また、ヘルスケア施設を運営するオペレーターに関しては、財務内容や業歴に加え、勤務するスタッフへの研修や内規の整備状況、事故が発生した場合の対応能力などを調査し、ヘルスケア施設がより安定的に運営されていることを確認することとしている。社内には投資運用部の担当者をはじめとして、ヘルスケア施設に係る専門知識を有する者がおり、適切なデューデリジェンスを行い物件取得を決定している。

以上より、環境社会的リスクは適切に回避されていると JCR では判断している。

² 全国主務大臣を構成員とする持続可能な開発目標(SDGs)推進本部により定められた持続可能な開発目標(SDGs)実施指針の具体的施策。

評価フェーズ2：管理・運営・透明性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状およびそれに対するJCRの評価を踏まえ、管理・運営体制が整備され、計画通りの事業の実施、調達資金の充当が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2:管理・運営・透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性および透明性

(1) 評価の視点

本項では、本特定社債に基づく資金調達を通じて実現しようとする目標、ソーシャルプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性および一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 目標

本 TMK のアセットマネージャーであるブリッジ・シー・キャピタルは、「不動産投資を変え、社会を変える」をミッションとして、アセットマネジメント業務を行っている。

具体的には、ファンド形式のみならず、クラウドファンディングを利用して幅広い属性の投資家から資金を集め、少子高齢化など日本が抱える社会問題をはじめとする ESG に関する問題の解決に貢献しうる病院・介護施設、保育施設などの開発、取得を行っている。これにより、ESG に配慮した資産を、多様な投資家からの投資を促し、資金と不動産を循環させている。

本特定社債も、ブリッジ・シー・キャピタルのビジネスの一環として発行が検討されており、ヘルスケア施設の取得は、ブリッジ・シー・キャピタルのミッションである社会問題に資する取組を後押しするものであると JCR は評価した。

b. 選定基準

ブリッジ・シー・キャピタルは、適格クライテリアを下記のとおり定めている。

1. 「高齢者向け施設・住宅」

- ① 有料老人ホーム
- ② サービス付高齢者向け住宅
- ③ 認知症高齢者グループホーム
- ④ その他高齢者向け施設・住宅
- ⑤ その他通所介護サービスを提供する事業所等

2. 「医療関連施設等」

- ① 病院・診療所
- ② 複数の診療所や薬局などの施設が集積している医療モール
- ③ PET センター・健診センター
- ④ その他各種先進医療を行っている施設

今般の資金使途の対象は、上記のうち1. ①および②に該当するものである。評価フェーズ1に記述のとおり、JCRでは有料老人ホームおよびサービス付高齢者向け住宅について、社会改善効果があると評価している。

c. プロセス

資金使途の対象となる物件への投資については、ロールアップミーティング、信用リスク等の判断を行う審査会、投資を判断する会議体である投資委員会および法的リスクの検討を行うコンプライアンス委員会による4回の検討プロセスを経た後、当社取締役会において、予算及び事業計画の承認を経て決定されることとなっている。

JCRでは、経営陣を含む重要な会議体によって決議がなされていることから、選定プロセスは適切であると評価している。

これらの選定基準および選定・評価のプロセスについては、本レポートをもって投資家（三井住友銀行）に公表される予定である。

2. 資金管理の妥当性および透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、本特定社債に基づき調達された資金が、確実にソーシャルプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、本特定社債に基づき調達した資金が、早期にソーシャルプロジェクトに充当される予定となっているか、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

本特定社債の発行代わり金は、実質的に資金使途の対象となる3物件の取得に全額速やかに充当される。これより、本特定社債発行当初における未充当資金は存在しない。

また、本証券化によって組成された本特定社債の発行代わり金が実質的に裏付け資産の取得に向けられていることは、諸契約書において明確に定められているため、追跡管理は不要である。

資金使途の対象となる3物件の信託受益権の取得のため本特定社債が発行され、投資家（三井住友銀行）に譲渡されるまでの取引は、諸契約書で明確に定められている。したがって、諸契約書に沿って業務が行われている限り、統制は確保されていると考えられる。

なお、本特定社債の発行代わり金は、発行日において全額が速やかに資金使途の対象となる物件の取得に充当されるため、未充当資金は発生しない。また、本特定社債の償還までの間に資金使途の対象となる物件が売却・滅失等により資金使途の対象ではなくなる場合、諸契約書において予め定められたウォーターフォールにしたがって本特定社債も償還されるため、再充当の必要はないと判断される。よって、未充当資金の管理方法を定める必要はない。

以上より、本件における資金管理は妥当であると評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、本特定社債に基づく調達前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、調達時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

ブリッジ・シー・キャピタルは資金の充当状況として、以下の項目をホームページにて開示予定である。

- ・本特定社債の発行残高
- ・本特定社債の発行代わり金の充当状況

また、本特定社債が償還されるまでの間に、資金使途の対象となる物件を売却するなどして、未充当資金が発生した場合には、その旨ブリッジ・シー・キャピタルのウェブサイト上にて、逐次開示することを予定している。

b. 社会改善効果に係るレポーティング

ブリッジ・シー・キャピタルは以下の項目を社会改善効果として、ホームページにて年に 1 回開示予定である。

<アウトプット指標>

- ・建物（名称、居室数、築年数等）及びオペレーターの概要

<アウトカム>

- ・高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合（国全体として）

<インパクト(定性目標)>

- ① 高齢者がより安心して生活できる社会の実現
- ② 介護離職防止を通じた仕事と介護の両立への貢献
- ③ ヘルスケア施設の長期保有による当該施設の安定経営支援、新規投資の促進

JCR は、ブリッジ・シー・キャピタルが社会改善効果として開示する予定である情報は、アウトプット、アウトカム、インパクトと三段階から構成されており、内容も適切であると評価している。インパクトとして挙げている定性目標は、ブリッジ・シー・キャピタルが資産運用業を通じて実現したいと考えている社会的課題の解決と整合的であり、一貫性があると考えられる。

4. 組織の社会的課題への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、経営陣が社会的問題について経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、社会課題を含むサステナビリティの推進を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、本特定社債に基づく調達方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等进行评估する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

ブリッジ・シー・キャピタルは『人の力』と『IT の力』の両輪で、お客様にとって必要とされる存在であり続ける」ことを企業理念とし、「不動産投資を変え、社会を変える」をミッションとして業務を推進している。

クラウドファンディング業務では、不動産クラウドファンディングのプラットフォームである「CREAL (クリアル)」を通じて、小口で不動産投資を行いたい投資家と十分に資金が流れ込んでいない社会インフラとをつないでいる。対象となるプロジェクトにはレジデンスやオフィスの他に、介護施設・病院や保育園、学校など社会での需要があるにもかかわらず資金が届かないプロジェクトなどがあり、ブリッジ・シー・キャピタルがリスクを含めたプロジェクトの詳細を開示することで、幅広い層からなる投資家の資金を呼び込むことができています。過去には、都内に所在する認可保育園の取得や千葉県南房総市の地方創生プロジェクトなど、社会的な意義のみではなく、経済的な価値の創出にもつながりうるプロジェクトに対する資金調達の実績がある。「CREAL (クリアル)」によるクラウドファンディングの運用資産残高は、不動産特定共同事業許認可におけるクラウドファンディングサービスの中では、2019 年 6 月時点でトップ（日本マーケティングリサーチ機構調べ）となっており、多様な投資家層の取り込みを含めた新しい不動産投資としてのブリッジ・シー・キャピタルの取り組みが支持され、浸透していることを示している。

ファンド事業では、ヘルスケア施設、ホテル、オフィス、レジデンスなど、既存物件・新規物件問わず幅広いアセットを対象とした不動産ファンドの組成が主な業務となっている。2019 年 9 月時点での AUM（運用資産残高）は約 300 億円である。

ブリッジ・シー・キャピタルは、ファンドの組成を開始した約 3 年前から、当社が注力している ESG の観点を取り入れた病院・介護施設等ヘルスケア施設への投資を積極的に行っている。一部のファンドにおいては、ブリッジ・シー・キャピタルが自らアセットマネージャーとしてプロジェクトに携わっており、介護施設への投融資をおこなう銀行や REIT での勤務経験がある役職員を擁していることにより、知見を活かして運営に関わることが可能となっている。

ブリッジ・シー・キャピタルは、今後不動産投資においても、社会・環境を意識することが重要と考え、今般資金使途の対象となっている物件をはじめとした介護施設や医療施設等の投資を推進している。今後も、当社はヘルスケア施設の取得を通じて、高齢化問題などに起因する介護施設の不足や、介護離職問題への対応するとともに、保育所や教育関連施設等の取得を通じて、超少子高齢化や待機児童問題など、日本が抱える様々な社会課題解決への貢献を図ることを目指している。

これら社会的課題に対応する施設の取得および運営に関しては、ブリッジ・シー・キャピタルの投資運用部が専門部署として知見を有する他、ヘルスケア施設に精通した役員もおり、不動産という側面でも施設のオペレーションの観点でも優良な物件を適切に判断することができる。

また、ヘルスケア施設に関するコンサルティング経験を有する社外取締役やエンジニアリングレポート、マーケットレポートベンダーなど、ブリッジ・シー・キャピタルの AUM 拡大のため、社外の専門家のノウハウも積極的に活用している。

以上から、ブリッジ・シー・キャピタルの経営陣が少子高齢化問題をはじめとする我が国の社会問題の解決について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけていることを確認したほか、社内外の専門的知見を有する人を活用し、本特定社債に基づく調達方針・プロセス、ソーシャルプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられていることを確認した。

■評価結果

本特定社債について、JCR ソーシャルファイナンス評価手法に基づき、「ソーシャル性評価（資金使途）」を“s1”、「管理・運営・透明性評価」を“m1”としたため、「JCR ソーシャルボンド評価」を“Social 1”とした。また、本特定社債は、ソーシャルボンド原則において求められる項目について基準を満たしているほか、SDGs 目標および政府のSDGs 目標に対する具体的施策にも合致している。

【JCR ソーシャルボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
ソーシャル性評価	s1	Social 1	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s2	Social 2	Social 2	Social 3	Social 4	Social 5
	s3	Social 3	Social 3	Social 4	Social 5	評価対象外
	s4	Social 4	Social 4	Social 5	評価対象外	評価対象外
	s5	Social 5	Social 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

【新規】

対象	発行額	発行日	最終償還日	利率	評価
第1回一般担保付特定社債（株式会社三井住友銀行保証付・適格機関投資家限定）	21.3 億円	2020 年 3 月 23 日	2026 年 3 月 23 日	(注)	JCR ソーシャルボンド評価 : Social1 ソーシャル性評価 : s1 管理・運営・透明性評価 : m1

(注) 3ヶ月円 TIBOR + 0.95% (～2025年3月23日) / 3ヶ月円 TIBOR + 1.95% (2025年3月24日～)

(担当) 梶原 敦子・菊池 理恵子

本件ソーシャルボンド評価に関する重要な説明

1. JCR ソーシャルボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR ソーシャルボンド評価は、ソーシャルボンドで定められた方針を評価対象として、JCR の定義するソーシャルプロジェクトへの適合性ならびに資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明です。したがって、当該方針に基づき実施される個別債券又は借入等の資金用途の具体的な社会貢献度及び管理・運営体制及び透明性評価等を行うものではなく、本特定社債に基づく個別債券又は個別借入につきソーシャルファイナンス評価を付与する場合は、別途評価を行う必要があります。また、JCR ソーシャルボンド評価は、本特定社債に基づき実施された個別債券又は借入等が社会に及ぼす改善効果を証明するものではなく、社会に及ぼす改善効果について責任を負うものではありません。ソーシャルボンドにより調達される資金が社会に及ぼす改善効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定される事項を確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「サステナブルファイナンス・ESG」に、「JCR ソーシャルファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかるとの関係

JCR ソーシャルボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかるとは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR ソーシャルボンド評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、借入人および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的正確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかんを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、評価の対象である調達資金にかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR ソーシャルファイナンス評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR ソーシャルファイナンス評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR ソーシャルファイナンス評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR ソーシャルボンド評価：本特定社債に基づき調達される資金が JCR の定義するソーシャルプロジェクトに充当される程度ならびに当該資金用途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Social1(F)、Social2(F)、Social3(F)、Social4(F)、Social5(F) の評価記号を用いて表示されます。

■サステナブルファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド発行支援者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会オブザーバー登録)

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会が定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル